

稲美町結婚新生活支援補助金

稲美町で新婚生活をスタートしよう！

新婚さんの住居費・引越費用を

最大 **30**万円 補助します！

※夫婦ともに29歳以下の場合は 最大**60**万円

令和5年度から
補助要件が緩和され
補助額もUP！



稲美町は、定住促進・少子化対策の推進のため、結婚して町内で新生活を始める新婚世帯に対して、住居費や引越費用の支援を行います。



補助の対象となる世帯

次の要件を全て満たす世帯が対象となります

1. 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
2. 夫婦の所得金額の合計が500万円未満の世帯。（注1）
3. 婚姻届が受理された時点での年齢が、夫婦ともに39歳以下であること。
4. 対象となる住宅が稲美町内にあり、住民登録の上、現に居住していること。
5. 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
6. 夫婦とも過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
7. 町税等の滞納がないこと。
8. 稲美町の他の住宅取得支援の補助金を受けていないこと。

注1 「所得500万円」を給与収入に換算すると、年収670万円程度となります。
所得制限について、貸与型奨学金の返済を行っている場合、所得から年間返済額を控除した額とします。

補助金の額と対象経費

補助金の額

1世帯あたり30万円を上限とします。ただし、申請者及びその配偶者の年齢が、婚姻届が受理された時点で29歳以下の場合は、1世帯当たり60万円を上限とします。

新居の住居費及び引越費用の合計額

- ・住居費 新居に要した費用で、購入費、リフォームに係る費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など。（注2）
- ・引越費用 新居へ引越するために、引越業者または運送業者へ支払った費用

注2 勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、当該金額を差し引いた額。
また、賃料、共益費は1か月分を上限とします。

※住居費及び引越費用は、令和6年4月1日以降申請日までに支払った額が対象となります。
また、1,000円未満の端数は切り捨てた額となります。



稲美町イメージキャラクター

新婚生活を始める2人を応援します！

♥ 申請手続・必要書類

補助金の交付を受けるためには、稲美町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、稲美町役場企画課まで提出してください。

1. 住民票の写し（住民票謄本（本籍・続柄記載）） ※申請書同意欄に記入すれば省略できます。
2. 所得証明書 ※一定の要件を満たす場合に申請書同意欄に記入すれば省略できます。
3. 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
～以下、申請内容に応じて～
4. 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
5. 居住物件の売買契約書、工事請負契約書又は賃貸借契約書の写し
6. 住居費に係る領収書又は支払った金額等必要な事項が確認できるもの（住居費の支払いがある場合）
7. 住宅手当支給証明書（様式第2号）（給与所得者がいる場合、全員分）
8. 引越費用に係る領収書（引越費用の支払いがある場合）
9. その他、町長が必要と認める書類

注 1.2.の書類は、申請書の同意欄に記入することで、省略できる場合があります。
また、予算の上限に達した場合、受付を終了させていただきます。

♥ 結婚新生活支援補助金 Q & A



Q1：添付書類について、申請書同意欄に記入して省略できるのはどんな場合ですか？

A1：1.住民票の写しは、すべての方が省略できます。

2.所得証明書は、申請する年の1月1日（1月から5月申請の場合は前年の1月1日）に稲美町に住民票がある方は省略できます。

Q2：戸籍謄本や所得証明書について、前住所が遠方の場合、どうすればいいですか？

A2：自治体により異なりますが、郵送で申請する事ができます。各自治体に直接お問合せください。

Q3：レンタカーを借りて自分で引越しましたが、レンタカー代を補助申請できますか？

A3：自分でレンタカーを借りて引っ越した場合や、友人等に頼んで引っ越した場合は対象になりません。
また、不用品の処分費用も対象になりません。

Q4：申請書はどこに行けばもらえますか？

A4：申請書様式は町HPからダウンロードしていただくか、役場企画課窓口で配布しています。

お問い合わせは

稲美町 企画課 政策・デジタル推進係

〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地

電話：079-492-9130 FAX：079-492-5162



稲美町HP